

相模原市公式 YouTube「【相模原市公式】文化芸術のひろば」運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、相模原市(以下「市」という。)が動画共有サービス YouTube を利用した動画による情報配信の運用に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) YouTube : Google LLC が運営するインターネット動画共有サービス

(2) チャンネル : 市が投稿した動画をリスト化した専用ページ

(3) アカウント : YouTube を運用するために取得した権利及びユーザー名

(4) コメント : 市が投稿した動画に対して視聴者が意見や質問を書き込むことができる機能

(運用主体)

第3条 動画共有サイトの運用主体は市とし、次に掲げるアカウントの管理、動画の投稿を行う。

(1) ソーシャルメディア : YouTube(ユーチューブ)

(2) YouTube チャンネル名 : 【相模原市公式】文化芸術のひろば

(3) アカウント名 : 【相模原市公式】文化振興課

URL : <https://www.youtube.com/channel/UCZSGUbrh5TwvMnPTgaRKiKA>

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運営主体として YouTube のアカウント URL を、市ホームページ上に明示する。

(運用管理責任者)

第5条 運用管理責任者は文化振興課長とする。

(運用管理者)

第6条 運用管理者は文化振興課職員とする。

(投稿内容)

第7条 市や公益財団法人相模原市民文化財団が実施するイベント情報のほか、市民等が制作した音楽演奏、演劇、展覧会等の文化芸術発表に関する

動画を投稿し配信する。

(投稿時の注意事項)

第8条 動画の内容が、以下のいずれかに該当する場合は、原則として動画の投稿を行わない。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 人種、思想、居住、職業などで差別する発言、差別を助長させる内容
- (3) 違法行為をあおるような内容
- (4) 市又は第三者を誹謗中傷し、名誉若しくは信用を傷つける内容
- (5) 政治活動、選挙活動又は宗教活動への勧誘を目的とした内容
- (6) 違法な情報やわいせつな内容
- (7) 商品、店舗、会社の宣伝など商業営利目的の内容
- (8) 市又は第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (9) ギャンブルや暴力団に関する内容
- (10) 映像に関係のない個人等を特定できる可能性のある情報が加工処理などされず映り込んでいる内容
- (11) その他、動画の公開に適さないと認める内容

(申請方法)

第9条 市長に対し、市公式 YouTube「【相模原市公式】文化芸術のひろば」登録申請書(第1号様式)、チャンネルに掲載する画像及び動画データを提出する。

2 前項の規定に関わらず、市文化芸術発表・交流活動支援事業及び文化芸術発表活動活性化事業補助金の採択を受けた事業については、申請を省略することができる。

(承認通知)

第10条 市長は、前条の規定により提出された申請書及びデータの内容に基づき承認とするとき、市公式 YouTube「【相模原市公式】文化芸術のひろば」掲載承認通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

2 市長は、承認通知書の交付に当たり、必要な指示又は条件を付することができる。

(非承認通知)

第11条 市長は、第9条の規定により提出された申請書及びデータの内容

を踏まえ非承認とするときは、市公式 YouTube「【相模原市公式】文化芸術のひろば」掲載非承認通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知する。

（承認の取消し）

第 1 2 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、これらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

（ 1 ）申請に虚偽又は不正があったとき。

（ 2 ）関係法令に違反したとき。

（ 3 ）第 1 0 条第 2 項の指示又は条件に違反したとき。

（運用時間）

第 1 3 条 原則として、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとし、掲載は午前 0 時に更新する。ただし、内容及び状況によって、上記以外の曜日及び時間に掲載することも可能とする。

（運用制限）

第 1 4 条 ソーシャルメディア運用ポリシーを遵守する。また、原則として、個別のコメントに対し返信は行わないものとし、第 8 条の各号の規定に相当するコメントを確認した場合には、事前に通告せず削除することができるものとする。

（知的財産権）

第 1 5 条 掲載している動画の著作権、商標権等の知的財産権は、原作者に帰属する。ただし、市は事業の広報、記録、報告等のために必要な範囲において、動画が無償かつ通知を要せずに無期限に利用することができ、市の利用にあたり原作者は著作権人格権を行使しないものとする。

（免責事項）

第 1 6 条 市が投稿した動画を利用することで生じた直接、間接的な損失について、市は一切責任を負わない。また、予告なく運用方法の変更、見直し、中止及び削除等をする場合があるものとする。

（その他）

第 1 7 条 この基準に定めるもののほか、運用に関して必要な事項は、文化振興課長が別に定める。

附 則

この基準は、令和 2 年 1 1 月 7 日から施行する。